

## 新聞広告掲載業務仕様書

### 1 件名

新聞広告掲載業務

### 2 目的

被保険者及び県内住民に対し後期高齢者医療制度（保険料率の改定、令和8年8月以降の医療機関等のかかり方について等）の周知を図るため、東奥日報、陸奥新報及びデーリー東北（以下「地元新聞3紙」という。）への広告掲載業務を委託するものである。

### 3 業務内容

- (1) 地元新聞3紙への広告掲載を7月期に2回実施すること。
- (2) 上記(1)で実施する2回の広告掲載について、1回目の広告内容は、保険料率の改定、軽減措置、保険料の減免についてを掲載し、掲載日は、令和8年7月1日（水）から7月3日（金）までの間で、地元新聞3紙の同時掲載が可能な1日とすること。  
2回目の広告内容は、令和8年8月以降の医療機関のかかり方、マイナ保険証の利用促進についてを掲載し、掲載日は、令和8年7月13日（月）から7月17日（金）までの間で、地元新聞3紙の同時掲載が可能な1日とすること。
- (3) 広告掲載はいずれも各紙全5段とすること。
- (4) 掲載原稿は、別紙1「掲載内容1回目」及び別紙2「掲載内容2回目」をもとに乙が作成し、甲との協議の上で決定すること。また、後期高齢者医療制度の対象者は高齢であることから、読みやすいフォント及び文字サイズとし、周知内容の趣旨を損なうことなく、イラスト、文字デザイン等を考慮し読者を惹き付けるものとする。
- (5) 掲載内容の校正については、各回5回までとすること。
- (6) 本仕様書に明示がない項目については疑義があるときは、甲乙協議の上業務を遂行すること。
- (7) 業務完了報告の際は、成果品として広告が掲載された地元新聞3紙の掲載紙を各1部提出すること。

### 4 履行期限

令和8年7月17日（金）

## 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

※原稿の作成に当たっては、「令和8年度保険料」の内容が一番目立つようにすること。

### 令和8年度の保険料

令和8年度保険料について

後期高齢者医療制度ではみなさんの納める保険料が大切な財源となります。令和8年度から、『子ども・子育て支援金制度』が創設されたことにより、保険料は、これまでの医療分に子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」という。）を加え、被保険者一人ひとりについて計算され、所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が等しく負担する「均等割額」の合計となります。

#### 医療分

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 850,000円)
50,500円		基礎控除後の所得(※1) × 9.0%		

#### 子ども分

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 21,000円)
1,300円		基礎控除後の所得(※1) × 0.2%		

◎令和8年度の保険料の額は、お住まいの市町村から7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を差し引いた額です。

### 令和8年度保険料の軽減措置について

#### ◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和8年度は次のとおりとなります。

#### 医療分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数(※2) - 1) 以下の場合	7.2割	14,140円/年額
43万円 + (31万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※2) - 1) 以下	5割	25,250円/年額
43万円 + (57万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※2) - 1) 以下	2割	40,400円/年額

## 子ども分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 (※2) - 1) 以下の場合	7割	390円/年額
43万円 + (31万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※2) - 1) 以下	5割	650円/年額
43万円 + (57万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※2) - 1) 以下	2割	1,040円/年額

※2 年金・給与所得者の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、2人以上いる世帯に適用します。

- ・給与収入額が55万円を超えるもの
- ・公的年金収入が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

医療分と子ども分の表を一体にすることも可

### ◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

## 保険料の減免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、お住まいの市町村の徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

### お問い合わせ先

お住まいの「市町村の後期高齢者医療担当課」または「青森県後期高齢者医療広域連合」

電話：017-721-3821 (音声ガイダンス1番)

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階

青森県後期高齢者医療広域連合  
HP  
QRコード

## 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

### 令和8年8月以降の医療機関等のかかり方について

現在お手元にある資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日となっております。令和8年8月以降は下表の方へ新たな資格確認書（桃色）又は資格情報のお知らせをお住まいの市町村から7月下旬にお届けします。

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当する方 ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保険証で受診	資格情報のお知らせ (引き続き、マイナ保険証で受診してください。必要に応じて申請により資格確認書の交付も可能です。)	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

#### ○資格確認書が届いた方

8月1日からは新たな資格確認書で受診してください。

#### ○資格情報のお知らせが届いた方

資格情報のお知らせは内容をよくご確認のうえ、大切に保管してください。

なお、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書を交付いたしますので、市町村窓口申請してください。

### マイナ保険証のメリット（スペースに余裕があれば掲載する。）

マイナ保険証には様々なメリットがあります。

✓過去のお薬・診療データに基づく医療が受けられる

✓突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

✓救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の選定などに活用される

マイナ保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。メリットの多いマイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用する場合、事前に次のいずれかでの申込みが必要です。

●マイナポータルでの利用申込み

●医療機関・薬局での利用申込み

●セブン銀行での利用申込み

●マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）平日：9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30

**お問い合わせ先**

お住まいの「市町村の後期高齢者医療担当課」または「青森県後期高齢者医療広域連合」

電話：017-721-3821（音声ガイダンス1番）

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階

青森県後期高齢  
者医療広域連合  
HP  
QRコード